

平成30年9月4日

平成29年度補正  
ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金  
2次公募に応募される事業者の皆様方

全国中小企業団体中央会  
(全国事務局)

経営革新計画 }  
経営力向上計画 } の計画申請書の取扱いについて  
地域経済牽引事業計画 }

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金では、公募要領の記載のとおり経営革新計画、経営力向上計画、地域経済牽引事業計画の認定又は承認を取得した事業者に対し、審査時に加点することとしています。

また、上記加点対象となる計画については、「申請中」においても加点することとしており、応募書類にその「申請書」の写しの添付をお願いしているところ。

「申請中」とは、上記計画をそれぞれ指定された担当行政窓口へ提出していることを指します。記載後、実際に窓口へ提出をせず手元に保管されている場合等は、「申請中」にはなりませんので、十分ご注意ください。

なお、「申請中」の場合、交付決定を受けるには認定通知書又は承認通知書の写しの提出が必要です。採択後、応募時に上記計画を申請していないと判明した場合は、採択取り消しとなりますので、ご注意ください。